

指導・監査について

福祉総務課 指導監査係

- ・居宅介護支援
- ・介護予防支援



目次

1 令和4年度運営指導において指摘の多かった項目等について

令和4年度の運営指導において、指摘の多かった項目等です。項目ごとに、「・」は運営指導の際に確認された内容等、「⇒」は指導に伴う留意事項及び具体例等を記載しています。

2 運営上の留意事項について

運営上の留意事項について記載しています。



1 令和4年度運営指導において指摘の多かった項目等について



<運営基準>

(1) 指定居宅介護支援の具体的取扱方針

- ・旧様式の居宅サービス計画書を使用している。

⇒ 新様式に改めてください。

(令和3年3月31日付介護保険最新情報vol.958参照)

- ・サービス担当者会議について、医療系サービスを位置付ける場合に主治医に対し参加を求めている。

⇒ 主治医の参加が難しい場合は、意見を文書や口頭により求め、その意見を参加事業所等と共有し、会議録に記載してください。

- ・居宅サービス計画に位置付けた指定居宅サービス事業者等の個別サービス計画が保管されていない。

⇒ 指定居宅サービス事業者等から個別サービス計画の提出を求め、居宅サービス計画との連動性や整合性を確認し、保管してください。

<運営基準>

- ・ アセスメントを定期的実施していない。または、アセスメントにより把握した情報を、アセスメントシートに記載していない。
- ⇒ 現在の本人の状況と乖離しないよう、居宅サービス計画の見直しの際など、定期的実施してください。
- 利用者本人ができる役割及び内容については、居宅サービス計画にセルフサービスを位置付ける際に活用してください。
- 新たに把握した情報は、適宜追記してください。

(2) 勤務体制の確保

- ・ 介護支援専門員の資質向上のための高齢者虐待防止及び衛生管理に係る内容をテーマとする研修をそれぞれ1年に1回以上実施していない。
- ⇒ 上記の研修は、利用者の生命・身体を守るうえで、重要であるため、1年に1回以上必ず実施してください。そのうえで、実施記録を残してください。

<運営基準>

(3) 苦情処理・事故発生時の対応

・苦情や事故の内容等を記録する様式が定まっていない。

⇒ 苦情が寄せられた場合や事故が発生した場合を想定し、その内容を記録するための報告書の様式を定め保存してください。

また、事故が発生した場合、当該利用者の家族に報告する仕組みを整備してください。

<介護報酬>

(1) 入院時情報連携加算

・FAX等による情報提供の場合に、医療機関が受け取ったことを確認した記録がない。

⇒ 日時等の記録を忘れないように記載してください。

<介護報酬>

(2)運営基準減算

・居宅介護支援の業務が適切に行われていない。

⇒ 運営基準減算状態となった月(1月目)は所定単位数の50/100を算定し、
2月目からは所定単位数は算定しない。具体的には

①指定居宅介護支援の提供の開始に際し、あらかじめ利用者に対して、以下の項目について文書を交付して説明を行っていない場合に減算される。

●利用者は複数の指定居宅サービス事業者等を紹介するよう求めることができること

●利用者は居宅サービス計画に位置付けた指定居宅サービス事業者等の選定理由の説明を求めることができること

●前6月間に作成された居宅サービス計画の総数のうち、訪問介護・通所介護・福祉用具貸与及び地域密着型通所介護がそれぞれ位置づけられた居宅サービス計画の占める割合及び前6月間に居宅サービス計画に位置付けられた訪問介護等ごとの回数の中に同一の指定居宅サービス事業者又は指定地域密着型サービス事業者によって提供されたものが占める割合

契約月から当該状態が解消されるに至った月の前月まで減算となる。

②居宅サービス計画の新規作成及びその変更にあたっては次の場合に減算される。

●介護支援専門員が利用者の居宅を訪問し利用者及びその家族に面接していない場合

●介護支援専門員が、サービス担当者会議の開催を行っていない場合(やむを得ない事情がある場合を除く)

●介護支援専門員が、居宅サービス計画の原案の内容について利用者又はその家族に対して説明し、文書により利用者の同意を得た上で、居宅サービス計画を利用者及び担当者に交付していない場合

当該月から当該状態が解消された月の前月まで減算となる。

③次に掲げる場合において、介護支援専門員がサービス担当者会議を行っていない場合に減算される。

- 居宅サービス計画を新規に作成した場合
- 要介護認定を受けている利用者が要介護更新認定を受けた場合
- 要介護認定を受けている利用者が要介護状態区分の変更の認定を受けた場合

当該月から当該状態が解消された月の前月まで減算となる。

④モニタリングについては、次の場合に、特段の事情がない限り減算される。

- 介護支援専門員が、1月に利用者の居宅を訪問し、利用者に面接していない場合
- 介護支援専門員が、モニタリングの結果を記録していない状態が1月以上継続する場合

その月から当該状態が解消された月の前月まで減算となる。

<介護報酬>

(3) 特定事業所集中減算

・必要事項を記載した文書を作成していない。

⇒次に掲げる事項を記載した書類を作成し、事業所で2年間保存してください。

ア 判定期間における居宅サービス計画の総数

イ 訪問介護サービス等のそれぞれが位置付けられた居宅サービス計画数

ウ 訪問介護サービス等のそれぞれの紹介率最高法人が位置付けられた居宅サービス計画数並びに紹介率最高法人の名称、住所、事業所名及び代表者名

当該サービスに係る紹介率最高法人の居宅サービス計画数

エ

当該サービスを位置付けた計画数

サービス提供に当たり事業所における自己点検が重要となります。

適正な介護報酬の算定に活用してください。

自己点検票ダウンロード

長崎市ホームページHOME> 事業者・産業振興> 高齢者・介護保険・障害福祉> 指導監査> 指導監査資料様式ダウンロード> 介護サービス事業者等に対する実地による指導の事前提出資料様式(令和4年度)

<https://www.city.nagasaki.lg.jp/jigyo/380000/386000/p038622.html>

サービス名をクリックすると自己点検票がダウンロード出来ます。

The screenshot shows the Nagasaki City website interface. At the top, there are language options (English, Chinese, Korean) and a search bar. The main navigation menu includes categories like 'Citizen Life', 'Welfare & Health', 'Childcare & Education', 'Housing & Community', and 'Business & Industry'. The breadcrumb trail indicates the current page is for downloading the self-inspection form for care service providers. The page title is '介護サービス事業者等に対する実地による指導の事前提出資料様式(令和4年度)'. There is a 'Tweet' button and a 'Like' button. The main content area contains a notice about the form and a list of services to be inspected, including '訪問介護・介護予防訪問介護相当サービス・生活援助サービス'.

2 運営上の留意事項について



・ハラスメント対策について

1 事業主が講ずべき措置の具体的内容

- (1) 事業主の方針等の明確化及びその周知・啓発
- (2) 相談に応じ、適切に対応するために必要な体制の整備

2 事業主が講じることが望ましい取組について

- (1) 相談に応じ、適切に対応するために必要な体制の整備
- (2) 被害者への配慮のための取組
- (3) 被害防止のための取組

ハラスメント対策に関する厚生労働省ホームページ

https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_05120.html

The screenshot shows the official website of the Ministry of Health, Labour and Welfare (MHLW) in Japan. The page is titled "介護現場におけるハラスメント対策" (Harassment Measures in Care Settings). The navigation bar includes "厚生労働省" (Ministry of Health, Labour and Welfare) and "ホーム" (Home). The main content area features a breadcrumb trail: "ホーム > 政策について > 分野別の政策一覧 > 福祉・介護 > 介護・高齢福祉 > 介護現場におけるハラスメント対策". Below this, there are links to "介護現場におけるハラスメント対策" (Harassment Measures in Care Settings), "マニュアル(平成30年度)" (Manual (Heisei 30)), "研修の手引き(令和元年度)" (Guidelines for Training (Reiwa 1)), and "事例集(令和2年度)" (Case Studies (Reiwa 2)). A note states: "本ページでは、介護現場におけるハラスメント対策について、地方公共団体のみならず介護現場のみならずご利用いただけるコンテンツを掲載いたしますので、積極的にご活用ください。" (On this page, we will post content that can be used by not only local public bodies but also care settings, so please use it actively.) The main heading is "介護現場におけるハラスメント対策" (Harassment Measures in Care Settings). The text below explains that in Heisei 30, the Ministry conducted a survey on harassment in care settings and published a manual. It also mentions that in Reiwa 1, the Ministry conducted a survey on harassment in care settings and published guidelines for training. In Reiwa 2, the Ministry conducted a survey on harassment in care settings and published case studies. The text concludes by stating that harassment measures in care settings are becoming increasingly important, and that the Ministry will continue to provide support and information to local public bodies and care settings.